

平戸市監査公表第7号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和8年4月3日

平戸市監査委員 大浦 雄
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

- ①教育委員会生涯学習課、各公民館及び図書館
- ②福祉部長寿介護課
- ③福祉部福祉課

第3 監査の期間

- ①令和6年10月29日から11月1日まで
- ②令和6年11月21日から22日まで
- ③令和6年12月19日から20日まで

第4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：教育委員会生涯学習課、各公民館及び図書館】

区 分	内 容	措置状況
指摘事項	<p>1. 奥ひらど文化祭開催事業について</p> <p>令和4年度奥ひらど文化祭開催事業にかかる準公金等取扱事務において、不適切な事務処理が確認されたので、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 実行委員会監査について</p> <p>奥ひらど文化祭実行委員会会則第6条第3号で監査2名を置き、第7条で実行委員の中から互選することになっているが、選任されておらず、同実行委員会経理規程第6条に規定された監査を受けることなく事務処理を行っていた。</p> <p>(2) 支払事務等について</p> <p>経理規定第7条及び第8条に定められた伺いの決裁をすることなく入金及び支出を行っていた。また、令和4年11月2日に委託料240,000円が入金され、11月15日に150,000円が払い出されているが、その間に支払いを行った10件44,035円について立替払がなされていた。そのほか、不適切な切手の管理や請求書及び領収書の紛失がみられ不確定な決算額をもって決算書を作成していた。</p>	<p>(1) 翌年度からは会則第6条第3号に基づき、実行委員会にて監査2名を選任し、事業終了後には確実に監査を受けています。</p> <p>(2) 翌年度からは経理規定第7条及び第8条に基づき、伺いの決裁後に入金及び支出を行っています。その都度進捗状況を確認し、適切な事務処理をするようにしています。</p>
指導事項	<p>1. 北部公民館における切手の管理について</p> <p>切手受払簿は、PCによるデータ管理をしており、その運用は、使用枚数を入力し、残数等が確認できる</p>	<p>切手受払簿については、PCによるデータ管理に加え紙で受入、支払、残数がわかるように明記し管理するようになっています。</p> <p>また、残数についても定期的に確</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>ようになっているが、記録上の残数と現状の残数が一致していなかった。また、受払簿の中で、受入れと支払いの混在、残数のマイナス表記、記載にない金額の切手が存在するなど、全体的に管理が不適切であった。切手は金券であるため、適正な管理に努められたい。</p>	<p>認を行い、金券である切手を適正に管理できるよう努めています。</p>
	<p>2. 契約事務等について</p> <p>(1) 平戸市中部市民運動場清掃管理業務委託について</p> <p>令和元年度から紐差小学校区まちづくり運営協議会（以下「まち協」）と委託契約を締結している。選定理由として令和元年6月24日付の覚書締結によるものとされており、当時、随意契約による見積入札が不調となり、「時価に比して有利な価格」として、まち協と覚書を締結したものであった。</p> <p>しかしながら、覚書では委託期間を令和元年10月1日からとし、その期間及び委託金額を定めておらず、毎年、まち協1者だけの見積書を徴取し、契約締結をしている。</p> <p>このことは、他の業者による入札の機会を妨げることとなり、恣意的な委託金額となる恐れがある。また、当業務委託については、平戸市契約規則第24条第1項第2号に該当するとも思えないことから他者の見積徴取は必要である。</p>	<p>(1) 令和7年度の上記業務については、まち協も含めて2者から見積を徴し、契約を行いました。来年度以降も平戸市契約規則を遵守し、適切な見積徴取、契約を行います。</p>
	<p>(2) 令和5年度生月町 B&G 海洋センター浄化槽放流ポンプ取替修繕について</p> <p>随意契約にかかる見積依頼の仕様</p>	<p>(2) 適正な事務処理を徹底して行うようにしています。</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>書において、業務内容が「浄化槽放流ポンプ取替一式」となっていた。そのため、A社はポンプ本体と労務費で173,000円、B社はポンプ本体と施工費、諸経費のほかチェーンやパイプ、パイプ架台設置等を含めて389,900円としていた。このように仕様書の不正確な表記の結果、見積内容の相違がある中、A社に価格決定を行っていたため、公平な見積徴収とは言い難い。価格決定に至る経過を検証するとともに、他の業務においても同様の事例が見うけられたので、仕様書の記載内容について十分検討されたい。</p>	
	<p>(3) 令和5年度北部公民館拡大プリンター借上料について</p> <p>見積書の提出期限を令和5年3月27日とし、うちA社から令和5年3月22日付けで同等品承認願の提出があり、翌3月23日受理されていたが、承認の手続きがなされないまま、同日価格決定がなされA社が落札していた。</p> <p>同等品承認願は、仕様書において見積期限の3日前までに提出し、承認を得ることになっており、A社は期限内に同等品承認願を提出しているものの、市が見積依頼業者へ同等品承認結果を通知せずに3月23日付で見積書を開札したことは不適切である。他業者に対する公平性を担保するためにも適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>(3) 適正な事務処理を徹底して行うようにしています。</p>
意 見	1 防火管理者の配置について 各公民館施設の防火管理者におい	ご指摘のとおり、防火管理者を管理監督者とすることが望ましいです

区 分	内 容	措置状況
	<p>ては、北部公民館及び中部公民館は係長、南部公民館は主任主事、生月町中央公民館（生月支所と同じ建物内）は生月支所長、田平町中央公民館は係長、大島村公民館では主任主事となっている。</p> <p>防火管理者の業務は、防火計画の作成と実施、設備の点検と整備、従業員への防火指導等となっており、万が一火災が発生した場合にはその責任が問われることがあり、場合によっては刑事責任が生じる可能性がある。これらのことから、防火管理者は職員や来館者への命令、指導ができる管理監督的立場にある者が望ましい。</p>	<p>が、現在各公民館には、会計年度任用職員の館長及び職員2名（大島について本年度は、役職定年後の職員を館長、及び1名の正規職員）が配置されており、定期異動などにより管理監督者とすることが困難となっております。</p> <p>なお、大島村公民館については大島支所と同一建物であるため、令和6年度より防火管理者を大島支所参事としています。</p>
	<p>2 公民館講座参加費の取り扱いについて</p> <p>各種公民館講座にかかる参加費について、参加者から受領した現金を市の歳入に入れることなくその公民館講座の経費に充て、参加費でまかなえない部分について市の予算から支出されていた。総計予算主義の原則もあることから参加費の歳入、事業費の歳出のあり方について検討されたい。</p>	<p>公民館講座にかかる参加費については、実費分（材料費等）として公民館が徴収しているもので、徴収した参加費は講師に直接お渡しし、公民館長あての領収書を受領しています。これにより受領の証明ができるものと判断しており、現在もこの方法を継続しておりますが、公民館講座にかかる経費の支払いが予算から支出できるものについては、参加費を歳入予算で受け、予算から支出できない特殊なケースに限り従来通り行うものとして整理します。</p>
	<p>3. 南部地区健康まつり開催事業について</p> <p>南部地区健康まつりについて、市から南部地区健康まつり実行委員会へ業務委託しており、委託契約書では、「精算額が委託料の額に満たないときは精算額をもって委託料とし、</p>	<p>令和7年度から委託事業ではなく、補助金事業としています。</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>余剰金を返納しなければならない」とある。</p> <p>決算書中、収入として、市委託金、前年度繰越金及び他団体からの補助金・祝金があり、支出は、需用費などの諸経費のほかにスポーツ少年団奨励金が支払われ、次年度繰越金が発生している。</p> <p>これは、収入に委託金以外の財源が含まれ、支出では奨励金の交付を行うなど委託事業としての範疇が不明確となっている。また、次年度繰越金が生じており、本会計は、委託事業に関する決算書ではなく、実行委員会の決算書と読み替えることができることから、本事業は委託事業ではなく当団体への補助金事業として捉えるべきと思われる。</p>	

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：福祉部長寿介護課】

区 分	内 容	措置状況
指導事項	<p>1. 旅行命令について</p> <p>令和4年度（主任）介護支援専門員更新研修にかかる会計年度任用職員の費用弁償において、私用車の使用承認を受け出張しているが、日当の支給がないものが複数件見られた。私用車出張も公用車出張と同様に、平戸市職員旅費支給条例別表第1の2分の1に相当する額（半日当）を支給することになっていることから、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>今後は、課内での確認を徹底し、このようなことが起きないように、適正処理に努めていきます。</p>
	<p>2. 平戸市緊急通報機器貸与事業について</p> <p>平戸市緊急通報機器貸与事業においては、実施要綱に基づき設置を決定した者に対し、市が委託した事業者から機器を貸与している。</p> <p>市と事業者間では、委託契約書仕様書において利用者に過失がある場合の修理・交換及び紛失費用は利用者負担とされているが、利用者は、同実施要綱第7条に定める貸与契約を行っておらずトラブルになる可能性がある。市と利用者との契約は必要である。</p>	<p>以前は、市で機器を保有していたため、平戸市緊急通報機器貸与事業実施要綱第7条において「貸与の決定を受けた者は、機器の貸与契約を締結するものとする。」としているが、現在は、機器はすべて受託事業者の物であるため、貸与契約は不要であるので要綱改正をしました。</p> <p>また、利用者への決定通知に利用者に過失がある場合の修理・交換及び紛失費用は利用者負担がある旨記載するよう検討しております。</p>
	<p>3. 平戸市高齢者生活福祉センター修繕工事について</p> <p>生月及び大島の高齢者生活福祉センターでは多くの随意契約による修繕及び工事が施工されているが、令和4年度及び5年度にかかる検査調書の概要誤記載14件、検査調書不備3件、契約変更（工期延長）理由</p>	<p>平戸市契約規則に基づき適正処理に努めます。</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>の誤記載 1 件、契約締結伺いの不備 10 件がみられたので契約・会計事務に基づき適正な事務処理に努められたい。</p>	
	<p>4. 令和 5 年度「食」の自立支援事業業務委託について (1) 平戸田平地区及び生月地区における「食」の自立支援事業業務委託契約にかかる 1 者随意契約において、1 食あたりの単価に対する見積書提出依頼を行っている。しかし、見積依頼書に添付している仕様書の中に、すでに 1 食あたりの委託料単価 (600 円) を示していたことから仕様書の記載内容について見直されたい。</p>	<p>(1) 令和 7 年度は、見積省略しました。 見積省略理由 本事業は各生活圏域における在宅の一人暮らし高齢者等の食生活改善と在宅での自立支援に資することを目的としているため、地域高齢者の生活実態を身近に把握していることが求めれており、各生活圏域において、本事業のサービスを提供できる事業所が限られていることや、本サービスを途切れることなく提供することが必要となり、性質上、一般競争入札に適さないものである。 また、事業継続を目的として、H29 年度から、関係者協議を重ね、1 食当たりの単価 (利用者負担 500 円、委託料 600 円) 及び加算額を定めた経緯があることから、見積書を省略するもの。 (平戸市契約規則第 24 条第 2 項第 7 号)</p>
	<p>(2) 大島地区「食」の自立支援事業業務委託契約にかかる 1 者随意契約において、仕様書では 1 食あたりの委託料単価 (600 円) を示し、それに加え業務にかかるすべての経費を含むとしている。一方、契約書では総価方式で契約され精算を行うこととしており、仕様書と契約書の内容が一致していないことから整合性が求められる。</p>	<p>(2) 大島地区「食」の自立支援事業業務委託契約にかかる仕様書と契約書については整合性が取れるように変更しました。</p>

区 分	内 容	措置状況
意見	<p>1. 高齢者見守りネットワーク事業について</p> <p>当事業の利用者は、介護保険サービスやその他の制度を利用していないおおむね 65 歳以上の在宅一人暮らしの高齢者を対象としており、登録者数は令和 3 年度に 5 人、令和 4、5 年度にそれぞれ 2 人であり、令和 6 年度にいたっては登録されていない。</p> <p>一方、まちづくり運営協議会や地域を支えるサポーターの取組みの中でも見守り活動が行われ、令和 7 年 1 月の高齢者見守りネットワーク会議資料によると 5 団体のまちづくり運営協議会で 74 人のサポーターが 128 人の見守りを行っている。また、市では緊急通報機器や福祉用具貸与サービスの推進、住民主体の通いの場では各地区で平戸よかよか体操が普及し、全体交流会では多くの参加者が集い、事業の周知、発展に繋いでいることがうかがえる。</p> <p>このように在宅の高齢者を取り巻く環境も変化していることから、平成 24 年に始まった当事業についても制度の見直しが求められる。</p>	<p>高齢者見守りネットワーク事業については、現在個別の見守りではなく、事業所との見守り協力体制の整備や、研修の実施、徘徊模擬訓練の実施などを行っております。引き続き在宅の高齢者を取り巻く環境の変化にあわせて事業内容の見直しをしていきます。</p>

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：福祉部福祉課】

区 分	内 容	措置状況
指導事項	<p>1. 平戸市公印規則について 平戸市公印規則に規定されている「平戸市福祉事務所長印」が規則では1個の保管となっているが2個保管されていた。公印保管者は、公印を新調し、又は廃棄したときは、不要となった公印を総務部総務課長に引き継がなければならないことになっていることから適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>平戸市公印規則に基づき、「平戸市福祉事務所長印」の廃棄申請を行い、総務部総務課長に引き継ぎを行いました。</p>
	<p>2. 身体障害者手帳返還届様式について 平戸市身体障害者福祉法施行細則第8条に定められた身体障害者手帳返還届（様式第8号）について、長崎県が定める様式と相違していた。現状は、県の様式を準用し受理しているため、適正な例規整備に努められたい。</p>	<p>平戸市身体障害者福祉施行細則について、令和7年5月の例規審査委員会の審査に付して、様式第8号を返還届から死亡通知書に改正しました。</p>
	<p>3. ひらどふれあい福祉事業について 令和4年6月15日開催の令和4年度ひらどふれあい福祉事業推進委員会について、会議録が作成されていなかった。委員会は平戸市ひらどふれあい福祉事業補助金交付要綱により申請された事業の審査を行うものであるため、審議の内容を記録されたい。</p>	<p>ひらどふれあい福祉事業推進委員会後には、審議の内容を記録するよう徹底します。</p>
	<p>4. 平戸市福祉保健センター契約関係について 平戸市福祉保健センターの維持管理に伴う各種契約について、請書に仕</p>	<p>平戸市契約規則等を再確認の上、遺漏のないよう事務処理を行います。</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>様書の添付漏れ 3 件、契約保証金免除条項誤記載 1 件、未記入 2 件、検査調書不備 4 件、契約締結伺いの不備 1 件がみられたので契約・会計事務に基づき適正な事務処理に努められたい。</p>	
	<p>5. 補助金交付事務手続きについて 令和 4 年度平戸市福祉健康まつり補助金及び令和 4 年度平戸市戦没者追悼式補助金について、平戸市補助金等交付規則第 14 条に定める額の確定と同時に減額し精算戻入している。</p> <p>しかしながら、同規則第 11 条第 2 項第 1 号において、別に定める場合を除き、補助事業者は補助金交付申請の際に提出した書類の内容に変更がある場合、あらかじめ、市長に報告してその承認を受けなければならないと定められており、特に補助金の変更を伴っていたことから事業の変更手続きが必要である。</p>	<p>平戸市補助金等交付規則等を再確認の上、遺漏のないよう事務処理を行います。</p>
意見	<p>1. 身元引受人がない遺体の埋葬について</p> <p>高齢の単身世帯が増え「孤独死」が社会問題となっている中、引取者のない死亡人の増加が見込まれている。平戸市では、こうした方々を供養川地区にある納骨堂に納骨しているが、令和 6 年度現在、旧平戸市立養護老人ホームつくも園から引き継がれた方も含め過去帳に 72 柱記帳され、令和 2 年から令和 6 年までの間で 10 柱を納骨している。</p> <p>一般的には、警察や病院から連絡があり、遺族調査を行い、遺体の引き</p>	<p>行旅死亡人に関するマニュアルを基に引き取り手がいない死亡人に関するマニュアルを整備するようにしています。</p> <p>また、供養川納骨堂の設置に関する規定については、市内の無縁仏の調査を行い、慰霊への対応を検討します。</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>取りを打診するが引き取りが困難な場合は、自治体が火葬を行い葬ることになる。併せて遺留金品の有無での対応も必要になる。また、遺体や遺留金品をめぐるトラブルが発生する場合も考えられることから、引き取り手がいない死亡人に関するマニュアル（内規）の整備が必要であると思われる。併せて、供養川納骨堂の設置に関する規定がなく、旧町村の無縁仏にかかる調査を含めて慰霊への対応が望まれる。</p>	
	<p>2. 平戸市戦没者追悼式補助金について</p> <p>平戸市戦没者追悼式補助金交付要綱第2条第1項で、「補助の対象となる経費は、平戸市戦没者慰霊奉賛会が主催する平戸市戦没者追悼式にかかる経費とする。」となっているが、長崎県戦没者慰霊奉賛会が主催する追悼式に参加するためのバス借上料及び傭船料など一部補助対象外の経費が含まれていた。</p> <p>しかしながら、実情として奉賛会の運営は主に当補助金のみで行われており、従前より県の追悼式に参加していることから、平戸市戦没者慰霊奉賛会の運営に必要な補助金として捉えることができるので、交付要綱の改正も含め検討されたい。</p>	<p>平戸市戦没者追悼式補助金交付要綱について、令和7年5月の例規審査委員会の審査に付して、補助の対象となる経費に長崎県戦没者追悼式への参加経費を加え改正しました。</p>